

自己点検シート_R8年度版
(18 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護)

事業所名	グループホーム延寿荘
点検者職・氏名	管理者・川手 康行
点検年月日	令和8年 7月 5日

○各項目を確認書類等により点検し、確認事項の内容を満たしているものには「適」、そうでないものは「不適」、該当しないものは「該当なし」にチェックをしてください。

○質「●」は、運営指導において確認を行う、個別サービスの質に関する事項を指します。

○体制「●」は、運営指導において確認を行う、個別サービスの質を確保するための体制に関する事項を指します。

○根拠条文について、下記のとおり記載しています。

- ・「基準」・・・「地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営介護基準」
- ・「予防基準」・・・「指定介護予防地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営介護基準」
- ・「平18厚告126号」・・・「指定地域密着型サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」
- ・「平18厚告128号」・・・「指定介護予防地域密着型サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」
- ・「利用者等告示」・・・「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平27告94)」
- ・「基準告示」・・・「厚生労働大臣が定める基準(平27告95)」
- ・「施設基準」・・・「厚生労働大臣が定める施設基準(平27告96)」
- ・「留意事項」・・・「指定地域密着型サービス等に要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」

質 ●	体制 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果			
						適	不適	該当なし	
Ⅰ 基本方針									
		1	基本方針	要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるものとなっていますか。	基準第89条	・運営規程	☒	☐	☐
			(介護予防)	要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでありますか。	予防基準第69条		☒	☐	☐
Ⅱ 人員基準									
	●	2	従業者の員数	【介護従事者】 ユニットごとに、夜間及び深夜の時間帯以外に従業者の員数は標準数(利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上)を満たしていますか。 夜間及び深夜の時間帯の従業者の員数は標準数(1以上)を満たしていますか。 →ユニット数(2), 夜間及び深夜の時間帯の従業者の員数(2)人 ※ユニット数が3である場合において、ユニットがすべて同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯の従業者の員数は2名以上とすることができます。 従業者のうち1以上の者は、常勤となっていますか。 →常勤(11 名)非常勤(1 名) 常に介護従業者が1人以上確保されていますか。 【計画作成担当者】 計画作成担当者を1人以上配置していますか。 計画作成担当者を1人配置する事業所にあつては、介護支援専門員をもって充てていますか。 計画作成担当者を1を超えて配置する事業所にあつては、計画作成担当者のうち少なくとも1人は、介護支援専門員をもって充てていますか。 計画作成担当者は、次のいずれかの研修を修了していますか。 ・痴呆介護実務者研修(基礎課程) ・認知症介護実践者研修	基準第90条 予防基準第70条	・職員勤務表 ・職員名簿、雇用契約書 ・資格を確認する書類 ・就業規則 ・賃金台帳等 ・利用者の入居状況	☒	☐	☐
							☒	☐	☐
							☒	☐	☐
							☒	☐	☐
							☒	☐	☐
							☒	☐	☐
							☒	☐	☐

質 ●	体制 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
●	3	管理者	ユニットごとに常勤専従の管理者を配置していますか。	基準第91条 予防基準第71条	・職員勤務表 ・職員名簿、雇用契約書 ・資格を確認する書類	☒	☐	☐
			管理者が他の職務等を兼務している場合、業務に支障はないですか。 → 下記の事項について記載してください。 ・兼務の有無（有）・無） ・当該事業所の他職務と兼務している場合はその職務名 （計画作成担当者 介護従事者）			☒	☐	☐
			・他事業所と兼務している場合は 事業所名、職務名、兼務事業所における1週間あたりの勤務時間数 事業所名：（ ） 職務名：（ ） 勤務時間：（ ）			☒	☐	☐
			特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験がありますか。			☒	☐	☐
			次の研修を修了していますか。 認知症対応型サービス事業管理者研修（みなし措置あり） 適の場合、具体的内容を記載してください。 （ ）			☒	☐	☐
●	4	代表者	事業者の代表者又は地域密着型サービスの事業部門の責任者などは、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験がありますか。	基準第92条 予防基準第72条	・資格を確認する書類	☒	☐	☐
			次のいずれかの研修を修了していますか。 ・痴呆介護実務者研修（基礎課程又は専門課程）（H16年度まで実施） ・認知症介護実践者研修又は実践リーダー研修（H17年度以降） ・認知症高齢者グループホーム管理者研修（H17年度実施） ・認知症介護指導者研修 ・認知症高齢者グループホーム開設予定者研修 ・認知症対応型サービス事業開設者研修（平成18年度以降）			☒	☐	☐
Ⅲ 設備基準								
●	5	設備に関する基準	【共同生活住居】 共同生活住居を有し、その数は1以上3以下ですか。 ただし、効率的運営に必要と認められる場合は、3とすることができる。	基準第93条 予防基準第73条	・事業所平面図 ・設備・備品台帳 ・建築検査済証 ・消防検査済証 ・消防設備点検結果	☒	☐	☐
			入居定員は1ユニットで5人以上9人以下となっていますか。			☒	☐	☐
			【消防設備その他非常災害に際して必要な設備】 スプリンクラー設備等、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を備えていますか。			☒	☐	☐
			【居室】 一つの居室の定員は1人となっていますか。 → 不適の場合、その理由を記載してください。 （ ）			☒	☐	☐
			居室の床面積は7.43平方メートル以上となっていますか。			☒	☐	☐

質 ●	体制 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
IV 運営基準								
●		6	内容及び手続の説明及び同意 サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項(※)について記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得ていますか。 ※重要事項 ○運営規程の概要 ○従業者の勤務体制 ○事故発生時の対応 ○苦情処理の概要 ○提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況) ○利用者のサービス選択に資すると認められる事項	基準第3条の7 予防基準第11条	・運営規程 ・重要事項説明書 ・利用契約書 ・同意に関する記録	☒	☐	☐
		7	提供拒否の禁止 正当な理由なくサービスの提供を拒んだことはありませんか。	基準第3条の8 予防基準第12条	・要介護度の分布がわかる資料	☒	☐	☐
●		8	受給資格等の確認 サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。	基準第3条の10 予防基準第14条	・利用者に関する記録	☒	☐	☐
			被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、サービス提供に際し、その意見を考慮していますか。			☐	☐	☒
		9	要介護認定の申請に係る援助 利用申込者が要介護認定を受けていない場合は、要介護認定申請のために必要な援助を行っていますか。	基準第3条の11 予防基準第15条	・利用者に関する記録	☐	☐	☒
			要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っていますか。			☒	☐	☐
●		10	入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症である者であることの確認をしていますか。	基準第94条 予防基準第74条	・利用者に関する記録 ・運営規程	☒	☐	☐
			入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難である場合は、適切な他の指定認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じていますか。			☐	☐	☒
			入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めていますか。			☒	☐	☐
			退居の際には、利用者及び家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行っていますか。			☒	☐	☐

質 ●	体制 ●	点検項目		確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
							適	不適	該当なし
●		11	サービスの提供の記録	入居の年月日及び入居しているユニットの名称、又は、退居の年月日を、被保険者証に記載していますか。	基準第95条 予防基準第75条	・利用者に関する記録	☒	☐	☐
				提供した具体的なサービスの内容等(サービスの提供日、サービスの内容、利用者の状況その他必要な事項)を記録していますか。			☒	☐	☐
●		12	利用料等の受領	法定代理受領サービスの場合、利用者から利用者負担分の支払を受けていますか。	基準第96条 予防基準第76条	・サービス提供票・別表 ・領収書控	☒	☐	☐
				法定代理受領サービスである場合と、そうでない場合との間に不合理な差額を設けていませんか。			☐	☐	☒
				上記の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払いを利用者から受けていませんか。 イ 食材料費 ロ 理美容代 ハ おむつ代 ニ サービスのうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者負担とすることが適当な費用			☒	☐	☐
				前項の費用の額に係るサービス提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明し、同意を得ていますか。		・説明文書 ・同意に関する記録	☒	☐	☐
				サービスの提供に要した費用の支払いを受けた際、領収証を交付していますか。	介護保険法 第41条 第8項	・領収書控	☒	☐	☐
				上記の領収証には、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。	介護保険法 施行規則 第65条	・領収書控	☒	☐	☐
●		13	保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスではない、指定認知症対応型共同生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付していますか。	基準第3条の20 予防基準第23条	・サービス提供証明書控	☐	☐	☒
							☐	☐	☐
		14	指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針	利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行われていますか。	基準第97条 予防基準第77条	・利用者に関する記録 ・業務日誌 ・認知症対応型共同生活介護計画	☒	☐	☐
				利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行われていますか。			☒	☐	☐
				認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われていますか。			☒	☐	☐
				サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。			☒	☐	☐
				事業所の開設から概ね6か月を経過した後については、自己評価を少なくとも年1回は行っていますか。		・外部評価及び自己評価の記録	☒	☐	☐
				定期的にいずれかの評価を受けていますか。 1 外部評価 2 運営推進会議における評価 ※1 外部評価 各都道府県が選定した評価機関実施するサービス評価 ※2 運営推進会議における評価 地域包括支援センター職員、サービスや評価について知見を有し公正・中立な第三者の立場にあるもの等が参加している運営推進会議にて自己評価で取りまとめた事業所のサービスの内容や課題等について報告の上、第三者の観点から意見を得るなど運営推進会議を活用した評価			☒	☐	☐
				外部評価の結果を踏まえて総括的な評価を行い、介護の質の改善を図っていますか。			☒	☐	☐
				評価の実施を担保する観点から、それらの結果を申込者、入居者、家族へ提供するほか、事業所内で外部の者にも確認しやすい場所に掲示する方法やインターネットを活用する方法で開示していますか。			☒	☐	☐

質 ●	体制 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
		14 (身体拘束等の禁止)	サービス提供に当たって、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていますか。	基準第97条第5項	・介護日誌 ・利用者に関する記録 ・身体拘束に関する記録	☐	☐	☒
			《身体拘束禁止の対象となる具体的行為》 身体拘束ゼロへの手引きより ①徘徊をしないように、車いすやベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ③自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。 ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。 ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。 ⑥車いすやベッドからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。 ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。 ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。 ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。 ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。 ⑪自分の意思で開けることができない居室等に隔離する。					
			上記の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。	基準第97条第6項	・身体拘束に関する記録	☐	☐	☒
			身体的拘束等の適正化を図るため、次に定めるところにより措置を講じていますか。 ①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	基準第97条第7項	・指針 ・検討委員会の会議録 ・研修記録	☒	☐	☐
			②身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ③介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。	基準第97条第7項	・指針 ・検討委員会の会議録 ・研修記録	☒ ☒	☐ ☐	☐ ☐
●		15 認知症対応型共同生活介護計画の作成(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の具体的な取組方針)	管理者は、計画作成担当者に認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させていますか。	基準第98条 予防基準第87条	・利用者に関する記録 ・業務日誌 ・認知症対応型共同生活介護計画	☒	☐	☐
			通所介護等の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めていますか。			☒	☐	☐
			計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、認知症対応型共同生活介護計画を作成していますか。			☒	☐	☐
			認知症対応型共同生活介護計画を利用者又は家族に対して説明し、利用者の同意を得、交付していますか。			☒	☐	☐
			認知症対応型共同生活介護計画作成後も、計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更をしていますか。			☒	☐	☐
		16 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取組方針	利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。	予防基準第86条	・利用者に関する記録 ・業務日誌 ・認知症対応型共同生活介護計画	☐	☐	☒
			利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。			☐	☐	☒
			利用者が有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないように配慮していますか。			☐	☐	☒
			利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めていますか。			☐	☐	☒
		17 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の具体的な取組方針	計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握(モニタリング)を行うとともに、利用者の様態の変化等の把握を行っていますか。	予防基準第87条	・モニタリングの記録	☐	☐	☒
			計画作成担当者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防認知症対応型共同生活介護計画の変更を行っていますか。			☐	☐	☒

質 ●	体制 ●	点検項目		確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
							適	不適	該当なし
●		18	介護等	利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われていますか。	基準第99条 予防基準第88条	・利用者に関する記録 ・認知症対応型共同生活介護計画	☒	☐	☐
				利用者の負担により、介護従業者以外の者による介護を受けさせていませんか。			☒	☐	☐
				利用者の食事その他の家事等は、利用者と介護従業者が共同で行うよう努めていますか。			☒	☐	☐
		19	社会生活上の 便宜の提供等	利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めていますか。	基準第100条 予防基準第89条	・利用者に関する記録 ・認知症対応型共同生活介護計画	☒	☐	☐
				利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行っていますか。			☒	☐	☐
				常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めていますか。			☒	☐	☐
		20	利用者に関する 市町村への 通知	利用者が、正当な理由なしに利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるときは、その旨を市町村に通知していますか。	基準第3条の 26 予防基準第24条	・市町に送付した通知に係る 記録	☐	☐	☒
				利用者が、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたときは、その旨を市町村に通知していますか。			☐	☐	☒
●		21	緊急時等の対応	利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。	基準第80条 予防基準第56条	・緊急連絡体制表 ・業務日誌	☒	☐	☐
				緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めていますか。			☒	☐	☐
		22	管理者の責務	管理者は、従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。	基準第53条 予防基準第26条	・組織図、組織規程 ・業務分担表 ・業務日誌等	☒	☐	☐
				従業者に必要な指揮命令を行っていますか。			☒	☐	☐
		23	管理者による 管理	管理者は、共同生活住居の管理上支障がない場合を除き、介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型（介護予防）サービス若しくは指定介護予防サービスの事業所、病院、診療所又は社会福祉施設の管理者になっていませんか。	基準第101条 予防基準第78条	・雇用契約書 ・職員勤務表	☒	☐	☐
●		24	運営規程	ユニットごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めていますか。 ・事業の目的及び運営の方針 ・従業者の職種、員数及び職務内容 ・利用定員 ・指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 ・入居に当たっての留意事項 ・非常災害対策 ・虐待の防止のための措置に関する事項 ・その他運営に関する重要事項	基準第102条 予防基準第79条	・運営規程 ・重要事項説明書	☒	☐	☐
●		25	勤務体制の確保等	利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制（日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別等）を定めていますか。	基準第103条 予防基準第80条	・就業規則 ・運営規程 ・雇用契約書 ・勤務表（原則として月ごと） ・研修受講修了証明書 ・研修計画、出張命令 ・研修会資料	☒	☐	☐
				従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮していますか。			☒	☐	☐
				介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。 その際、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。			☒	☐	☐
				職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。			☒	☐	☐

質 ●	体制 ●	点検項目		確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
							適	不適	該当なし
	●	26	定員の遵守	入居定員及び居室の定員を超えて入居させていません か。(ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。)	基準104条 予防基準81条	・利用者名簿 ・運営規程	☒	☐	☐
	●	27	業務継続計画の策定等	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定していますか。 当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施していますか。 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。	基準第3条の30の2 予防基準第28条の2	・業務継続計画 ・研修・訓練記録	☒	☐	☐
	●	28	非常災害対策	非常災害に関する具体的計画（※）を立て、関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知していますか。 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。 前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。 ※消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画。	基準第82条の2 予防基準第58条の2	・消防計画 ・風水害、地震等の災害に対処するための計画 ・避難訓練等の実施記録 ・備蓄品	☒	☐	☐
	●	29	衛生管理等	利用者の使用する施設、食器その他の設備・飲料水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言・指導を求めるとともに、密接な連携を図っていますか。 特に、インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、別途発出されている通知に基づき、適切な措置を講じていますか。 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じていますか。 ①当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ②当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ③当該指定認知症対応型共同生活介護事業所において、通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。	基準第33条 予防基準第31条	・水質検査等の記録 ・受水槽、浴槽の清掃記録 ・衛生管理マニュアル等 ・研修等参加記録 ・指導等に関する記録 ・感染症対策マニュアル等 ・議事録等 ・感染症の予防及びまん延防止指針 ・研修・訓練の記録	☒	☐	☐

質 ●	体制 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
		30 協力医療機関等	利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めていますか。 協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めていますか。 ①利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。 ②当該事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。 1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市町村長に届け出していますか。 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めていますか。 協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。 利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。 あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めていますか。 サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えていますか。	基準第105条 予防基準82条	・協力医療機関との契約書 ・協力歯科機関との契約書 ・緊急時対応に係る特養等との契約書等	☒	☐	☐
		31 掲示	事業所の利用者から見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示又は閲覧に供していますか。 また、重要事項をウェブサイトに掲載していますか。 (「また」以降は経過措置のため令和7年3月31日までは努力義務)	基準第3条の32 予防基準第32条	・法人のホームページ等 ・情報公表システム	☒	☐	☐
	●	32 秘密保持等	従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 サービス担当会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。	基準第3条の33 予防基準第33条	・就業時の取り決め等の記録 ・利用者及び家族の同意書	☒	☐	☐
	●	33 広告	広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものになっていませんか。	基準第3条の34 予防基準第34条	・広告物	☒	☐	☐
		34 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止	居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。 居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該共同生活住居からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していませんか。	基準第106条 予防基準83条		☒	☐	☐
						☒	☐	☐

質 ●	体制 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
●	35	苦情処理	提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。	基準第3条の36 予防基準第37条	・運営規程 ・苦情に関する記録 ・苦情対応マニュアル ・苦情に対する対応結果記録 ・指導等に関する改善記録 ・市町への報告記録 ・国保連からの指導に対する改善記録 ・国保連への報告書	☒	☐	☐
			苦情件数：月 1件程度 苦情相談窓口の設置：有・無 相談窓口担当者：川手 康行					
			苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録していますか。 苦情相談を受けたことがない場合、苦情相談等の内容を記録・保存する準備をしていますか。			☒	☐	☐
			苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っていますか。			☒	☐	☐
			提供したサービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出等に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。			☐	☐	☒
			市町村からの求めがあった場合には、改善内容を市町村に報告していますか。			☐	☐	☒
			提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。			☐	☐	☒
			国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。			☐	☐	☒
	36	調査への協力等	提供したサービスに関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切なサービスが行われているかどうかを確認するために市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	基準第84条 予防基準第60条		☐	☐	☒
●	37	地域との連携等	サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される運営推進会議を設置していますか。	介護第34条 予防第39条	・地域交流に関する記録 ・運営推進会議の記録 ・外部評価の結果	☒	☐	☐
			運営推進会議をおおむね2月に1回以上開催し、活動状況を報告し、その評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けていますか。			☐	☒	☐
			報告、評価、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表していますか。 ※2年間保存			☐	☒	☐
			事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っていますか。			☒	☐	☐
			事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業、その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。		・苦情に関する記録 ・指導等に関する記録	☐	☐	☒
●	38	事故発生時の対応	利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。（過去に事故が発生していない場合、発生したときに備えて、あらかじめ対応方法を策定し、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等への連絡や、必要な措置、事故の状況・処置について記録をする体制を整えていますか。） →事故事例の有無：有・無	基準第3条の38 予防基準第37条	・事故対応マニュアル ・事故に関する記録 ・事故発生報告書	☒	☐	☐
			利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。（賠償すべき事故が発生したことがない場合、損害賠償を速やかに行える体制を整えていますか。） →損害賠償保険への加入：有・無		・損害賠償関係書類	☒	☐	☐

質 ●	体制 ●	点検項目		確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
							適	不適	該当なし
				事故が生じた際には原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。(過去に事故が生じていない場合、事故に備えて対策を講じていますか。)		・事故再発防止検討記録	☒	☐	☐

質 ●	体制 ●	点検項目		確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
							適	不適	該当なし
●	39	虐待の防止	当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護従業者に周知徹底していますか。	基準3条の38の2 予防基準第37条の2	・虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催状況がわかるもの（議事録等）	☒	☐	☐	
			当該事業所における虐待の防止のための指針を整備していますか。		・虐待の防止のための指針	☒	☐	☐	
			従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施していますか。		・研修記録	☒	☐	☐	
			上記3項目に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。		・担当がわかるもの	☒	☐	☐	
		40	会計の区分	他の事業との会計を区分していますか。	基準第3条の39 予防基準第38条	・会計関係書類	☒	☐	☐
●	41	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置	事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。 【令和9年3月31日までの間は努力義務】	基準第86条の2 予防基準第62条の2	・議事録等	☒	☐	☐	
	42	記録の整備	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	基準第107条 予防基準84条	・職員名簿・設備台帳 ・会計関係書類	☒	☐	☐	
			利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存していますか。 ・認知症対応型共同生活介護計画 ・提供した具体的なサービスの内容等の記録 ・身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ・利用者に関する市町村への通知に係る記録 ・苦情の内容等の記録 ・事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ・運営推進会議から出された報告、評価、要望、助言等の記録		・認知症対応型共同生活介護計画書 ・サービス提供記録 ・身体的拘束等に関する記録 ・市町への通知に係る記録 ・苦情の記録 ・事故の記録 ・運営推進会議の記録	☒	☐	☐	

質 ●	体 制 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
V 変更の届出等								
		43 変更の届出等	事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は当該（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を市町村長に届け出ていますか。 ・事業所の名称及び所在地 ・申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ・申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等 ・建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要 ・事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 ・運営規程 ・協力医療機関の名称及び診療科名並びに契約の内容（協力歯科医療機関があるときはこれを含む） ・介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携体制及び支援体制の概要 ・地域密着型サービス費の請求に関する事項 ・役員の氏名、生年月日及び住所 ・介護支援専門員の住所及びその登録番号	基準保険法第78条の5、第115条の14 基準保険法施行規則第131条の10、第140条の24	・届出書類の控	☒	☐	☐
VI-1 介護給付費関係								
		44 基本的事項	指定認知症対応型共同生活介護に要する費用の額は、平成18年厚生労働省第126号の別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」により算定していますか。 ただし、指定認知症対応型通所共同生活介護事業所毎に所定単位数より低い単位数を設定する旨を、市町村長に事前に届出を行った場合は、この限りではありません。 指定認知症対応型共同生活介護に要する費用の額は、平27厚告93の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定していますか。 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てて計算していますか。	平18厚告126号の一 平18厚告126号の二 平18厚告126号の三	・介護給付費請求書 ・介護給付費明細書 ・サービス提供票・別表	☒	☐	☐
		45 認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)～短期利用共同生活介護費(Ⅱ)	施設基準に適合し、かつ、別に※厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして市町村長に届け出た事業所において、サービスを行った場合に、施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、所定単位数を算定していますか。 ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数又は従業者の員数が定員超過利用又は人員基準欠如の場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。 ※厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに夜勤を行う介護従業者の数が当該事業所を構成する共同生活住居ごとに1以上であること。	平18厚告126号 別表5イロ注1 施設基準三十一 平12告29三	・介護給付費請求書 ・介護給付費明細書 ・サービス提供票・別表	☐	☐	☒
		認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	指定認知症対応型共同生活介護事業所を構成する共同生活住居の数が1であること。 指定地域密着型サービス基準90条に定める従業者の員数を置いていること。			☐	☐	☒
		認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	指定認知症対応型共同生活介護事業所を構成する共同生活住居の数が2以上であること。 指定地域密着型サービス基準90条に定める従業者の員数を置いていること。			☒	☐	☐
		短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	指定認知症対応型共同生活介護事業所を構成する共同生活住居の数が1であること。 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者が、指定居宅サービス、（予防）指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定介護予防支援の事業又は介護保健施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営について3年以上の経験を有すること。 事業所の定員の範囲内で、空いている居室等を利用するものであること。ただし、1の共同生活住居において、短期利用共同生活介護を受ける利用者の数は1名とすること。 利用の開始に当たって、あらかじめ30日以内の利用期間を定めること。 短期利用共同生活介護を行うに当たって、十分な知識（認知症介護実務者研修のうち「専門課程」、認知症介護実践研修のうち「実践リーダー研修」若しくは「認知症介護実践リーダー研修」又は認知症介護指導者養成研修を修了している者）を有する従業者が確保されていること。 指定地域密着型サービス基準90条に定める従業者の員数を置いていること。			☐	☐	☒

質 ●	体制 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果			
						適	不適	該当なし	
		短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	指定認知症対応型共同生活介護事業所を構成する共同生活住居の数が2以上であること。		□	□	☑		
			指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者が、指定居宅サービス、(予防)指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定介護予防支援の事業又は介護保健施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営について3年以上の経験を有すること。		□	□	☑		
			事業所の定員の範囲内で、空いている居室等を利用するものであること。ただし、1の共同生活住居において、短期利用共同生活介護を受ける利用者の数は1名とすること。		□	□	☑		
			利用の開始に当たって、あらかじめ30日以内の利用期間を定めること。		□	□	☑		
			短期利用共同生活介護を行うに当たって、十分な知識を有する従業者(認知症介護実務者研修のうち「専門課程」、認知症介護実践研修のうち「実践リーダー研修」若しくは「認知症介護実践リーダー研修」又は認知症介護指導者養成研修を修了している者)が確保されていること。		□	□	☑		
			指定地域密着型サービス基準90条に定める従業者の員数を置いていること。		□	□	☑		
				46	身体拘束廃止未実施減算	基準告示(※)を満たさない場合は、認知症対応型共同生活介護費については所定単位数の10/100に相当する単位数を、短期利用認知症対応型共同生活介護費については所定単位数の1/100に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。	平18厚告126号 別表5イロ 注2	・介護日誌 ・利用者に関する記録 ・身体拘束に関する記録 ・介護給付費請求書 ・介護給付費明細書	□
※基準告示	身体的拘束等を行う場合に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していない場合					□	□	☑	
	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図っていない場合				□	□	☑		
	身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない場合				□	□	☑		
介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施していない場合		□			□	☑			
	47	高齢者虐待防止措置未実施減算	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。 【以下の項目を遵守できていない場合には要減算】 ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果を従業者へ周知徹底 ・虐待の防止のための指針の整備 ・虐待の防止のための研修の定期的な実施 ・上記3項目に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置	平18厚告126号 別表5イロ 注3	・虐待のための対策を検討する委員会議事録 ・虐待の防止のための指針 ・研修の記録	□	□	☑	
			48	業務継続計画未策定減算	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。 【いずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合には要減算】 ・感染症に係る業務継続計画 ・災害に係る業務継続計画	平18厚告126号 別表5イロ 注4	・感染症に係る業務継続計画 ・災害に係る業務継続計画	□	□
	49	共同生活住居の数が3である事業所が夜勤を行う職員の員数を2人以上とする場合			共同生活住居の数が3である指定認知症対応型共同生活介護事業所が、夜勤を行う職員の員数を2人以上とする場合に、利用者に対して、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合、1日につき50単位を所定単位数から減算していますか。	平18厚告126号 別表5イロ 注5	・職員勤務表	□	□
				50	夜間支援体制加算	施設基準を満たすものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる区分の単位数を所定単位数に加算していますか。 (1)夜間支援体制加算(Ⅰ) 50単位 (2)夜間支援体制加算(Ⅱ) 25単位	平18厚告126号 別表5イロ 注6 施設基準 三十二	・職員勤務表	□
夜間支援体制加算(Ⅰ)	定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。						□	□	☑
	人員配置基準を満たしており、共同生活住居が1であること。						□	□	☑
	次のいずれかに該当すること。 (1) 夜勤を行う介護従業者の数が厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準に規定する数に1(次に掲げる基準のいずれにも適合する場合にあっては、0.9)を加えた数以上であること。 (一) 夜勤時間帯を通じて、利用者の動向を検知できる見守り機器を当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の利用者の数の10分の1以上の数設置していること。 (二) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、必要な検討等が行われていること。			□	□	☑			

質 ●	体制 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
			(2) 人員配置基準により夜間及び深夜の時間帯を通じて置くべき数の介護従業者に加えて、宿直勤務に当たる者を1名以上配置していること。			☐	☐	☒

質 ●	体制 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
		夜間支援体制加算 (Ⅱ)	定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。			☐	☐	☒
			人員配置基準を満たしており、共同生活住居が2以上であること。			☐	☐	☒
			次のいずれかに該当すること。 (1) 夜勤を行う介護従業者の数が厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準に規定する数に1(次に掲げる基準のいずれにも適合する場合にあっては、0.9)を加えた数以上であること。 (一) 夜勤時間帯を通じて、利用者の動向を検知できる見守り機器を当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の利用者の数の10分の1以上の数設置していること。 (二) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、必要な検討等が行われていること。		☐	☐	☒	
			(2) 人員配置基準により夜間及び深夜の時間帯を通じて置くべき数の介護従業者に加えて、宿直勤務に当たる者を1名以上配置していること。		☐	☐	☒	
	51	認知症行動・ 心理症状緊急 対応加算	短期利用共同生活介護費について、医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、緊急に指定認知症対応型共同生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、入居を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算していますか。	平18厚告126号 別表5イロ 注7	・医師の判断の記録 ・利用者に関する記録	☐	☐	☒
	52	若年性認知症 利用者受入加算	基準告示(※)に適合しているものとして市町村長に届け出た事業所において、若年性認知症利用者に対して、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、1日につき120単位を所定単位数に加算していますか。 ただし、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は、算定しない。 ※基準告示 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること。	平18厚告126号 別表5イロ 注8 基準告示 十二		☐	☐	☒
	53	入院時の費用 算定	基準告示(※)に適合しているものとして市町村長に届け出た事業所において、利用者が病院又は診療書への入院を要した場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定していますか。	平18厚告126 別表5イロ 注9	・入退院の手続きや、家族 及び医療機関等への連絡 調整、情報提供等	☒	☐	☐
	※基準告示 五十八の三		3ヶ月以内に明らかに退院が見込まれるとき、利用者及び家族の希望等を勘案し、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後円滑に再入居できる体制を確保していますか。			☒	☐	☐
	留意事項 第2 6(6) ※次のいずれにも 適合すること		上記の体制を確保していることについて、あらかじめ利用者に説明していますか。			☒	☐	☐
			利用者の入院中、必要に応じて適切な便宜を提供していますか。			☒	☐	☐
			入院日及び退院日を含まず、1月に最大6日(月をまたぐときは最大12日まで)算定していますか。			☒	☐	☐
	54	看取り介護加算	施設基準(※)に適合するものとして届け出た事業所において、利用者等告示(※)に適合する利用者については、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき72単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき680単位を、死亡日については1日につき1,280単位を死亡月に加算していますか。 ただし、退居した日の翌日から死亡日までの間又は医療連携体制加算を算定していない場合は、算定しない。	平18厚告126 別表5イロ 注10	・医師、看護師との連携が 分かる書類 ・看取り加算の加算時期、 情報提供に関する同意の記 録 ・利用者の家族との連絡等 の記録	☐	☐	☒
	施設基準 三十三		看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。			☐	☐	☒
	※次のいずれにも 適合すること		医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等による協議の上、看取りの実績等を踏まえ、看取りに関する指針の見直しを行っていること。			☐	☐	☒
			看取りに関する研修を行っていること。			☐	☐	☒
	利用者等告示 四十		医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。			☐	☐	☒
	※次のいずれにも 適合している利用 者		医師、看護職員(密接な連携を確保できる距離にある病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションの職員に限る。)、介護支援専門員、介護職員等が共同で作成した計画について、説明を行い、同意を得ている者であること。 看取りに関する指針に基づき、利用者の状態又は家族の求めに応じ随時、介護記録等を活用して行われる介護の説明を受け同意した上で、介護を受けている者であること。			☐	☐	☒
	55	初期加算	認知症対応型共同生活介護費について、入居した日から起算して30日以内の期間については、1日につき30単位を加算していますか。 30日を超える病院又は診療所への入院後に指定認知症対応型共同生活介護事業所に再び入居した場合も、同様とします。	平18厚告126号 別表5ハ注	・利用者に係る記録	☒	☐	☐

質 ●	体制 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果			
						適	不適	該当なし	
		留意事項 第2 6(8)	当該利用者が過去3月間(ただし、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者の場合は過去1月間とする。)の間に、当該事業所に入居したことがない場合に限り算定していますか。			☐	☐	☒	
			短期利用認知症対応型共同生活介護を利用していた者が日を空けることなく引き続き当該認知症対応型共同生活介護事業所に入居した場合(短期利用認知症対応型共同生活介護の利用を終了した翌日に当該認知症対応型共同生活介護事業所に入居した場合を含む。)については、初期加算は入居直前の短期利用認知症対応型共同生活介護の利用日数を30日から控除して得た日数に限り算定していますか。			☐	☐	☒	
			30日を超える病院又は診療所への入院後に再入居した場合に算定していますか。			☒	☐	☐	
		56	協力医療機関連携加算	認知症対応型共同生活介護費について、協力医療機関との間で、利用者の同意を得て、当該利用者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合は、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。 ただし、医療連携体制加算を算定していない場合は、算定しない。 (1) 当該協力医療機関が、次に掲げる要件を満たしている場合 100単位 ・利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。 ・当該事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。 (2) (1)以外の場合 40単位	平18厚告126号 別表5ニ注		☐	☐	☒
		57	医療連携体制加算	施設基準(※)に適合するものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所において、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。 ただし、医療連携体制加算(Ⅰ)イ、(Ⅰ)ロ又は(Ⅰ)ハのいずれかの加算と医療連携体制加算(Ⅱ)を同時に算定する場合を除き、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 医療連携体制加算(Ⅰ)イ 57単位 (2) 医療連携体制加算(Ⅰ)ロ 47単位 (3) 医療連携体制加算(Ⅰ)ハ 37単位 (4) 医療連携体制加算(Ⅱ) 5単位	平18厚告126号 別表5ホ注	・看護師との連携が分かる書類 ・重度化した場合における対応に係る指針	☐	☐	☒
		医療連携体制加算(Ⅰ)イ ※いずれにも適合すること	(1) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の職員として看護師を常勤換算方法で1名以上確保していますか。 ※利用者の状態の判断や、認知症対応型共同生活介護事業所の介護従業者に対し医療面からの適切な指導、援助を行うことが必要であることから、看護師の確保を要することとしており、准看護師では本加算は認められない。 ※具体的なサービスとしては、 ・利用者に対する日常的な健康管理 ・通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関(主治医)との連絡・調整 ・看取りに関する指針の整備 等を想定しており、これらの業務を行うために必要な勤務時間を確保することが必要である。 (2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の職員である看護師又は病院、診療所若しくは指定訪問看護ステーションの看護師との連携により、24時間連絡できる体制を確保していますか。				☐	☐	☒
			(3) 重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていますか。 「重度化した場合における対応に係る指針」に盛り込むべき項目としては、例えば、 ①急性期における医師や医療機関との連携体制、 ②入院期間中における認知症対応型共同生活介護における居住費や食費の取扱い、 ③看取りに関する考え方、本人及び家族との話し合いや意思確認の方法等の看取りに関する指針、 などが考えられる。				☐	☐	☒
			(1) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の職員として看護職員を常勤換算方法で1名以上配置していますか。 ※事業所の職員として看護師又は准看護師を常勤換算方法により1名以上配置することとしているが、当該看護職員が准看護師のみの体制である場合には、病院、診療所又は訪問看護ステーションの看護師との連携を要することとしている。 ※事業所が行うべき具体的なサービスとしては、下記等を想定している。 ・利用者に対する日常的な健康管理 ・通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関(主治医)との連絡・調整 ・看取りに関する指針の整備 ・協力医療機関等との連携を確保しつつ、医療ニーズを有する利用者が、可能な限り認知症対応型共同生活介護事業所で療養生活を継続できるように必要な支援 (2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の職員である看護職員又は病院、診療所若しくは指定訪問看護ステーションの看護師との連携により、24時間連絡できる体制を確保していますか。 ただし、(1)により配置している看護職員が准看護師のみである場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーションの看護師により、二十四時間連絡できる体制を確保していること。 (3) 重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていますか。				☐	☐	☒
		医療連携体制加算(Ⅰ)ロ ※いずれにも適合すること					☐	☐	☒

質 ●	体制 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
		医療連携体制加算(Ⅰ)ハ ※いずれにも適合すること	(1) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の職員として又は病院、診療所若しくは指定訪問看護ステーションの看護師との連携により、看護師を1名以上確保していますか。 ※事業所が行うべき具体的なサービスとしては、下記等を想定している。 ・利用者に対する日常的な健康管理 ・通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関(主治医)との連絡・調整 ・看取りに関する指針の整備 ・協力医療機関等との連携を確保しつつ、医療ニーズを有する利用者が、可能な限り認知症対応型共同生活介護事業所で療養生活を継続できるように必要な支援			☐	☐	☒
			(2) 看護師により二十四時間連絡できる体制を確保していますか。			☐	☐	☒
			(3) 重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていますか。			☐	☐	☒
		医療連携体制加算(Ⅱ) ※いずれにも適合すること	(1) 医療連携体制加算(Ⅰ)イ、ロ又はハのいずれかを算定していること。 (2) 算定日が属する月の前十二月間において、次のいずれかに該当する状態の利用者が1人以上ですか。 (一) 喀痰吸引を実施している状態 (二) 呼吸障害等により人口呼吸器を使用している状態 (三) 中心静脈注射を実施している状態 (四) 人工腎臓を実施している状態 (五) 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している場合 (六) 人口膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態 (七) 経鼻胃管や胃瘻ろう等の経腸栄養が行われている状態 (八) 褥瘡に対する治療を実施している状態 (九) 気管切開が行われている状態 (十) 留置カテーテルを使用している状態 (十一) インスリン注射を実施している状態			☐	☐	☒
			認知症対応型共同生活介護費について、利用者が退居し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、当該利用者の同意を得て、当該利用者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該利用者の紹介を行った場合に、利用者1人につき1回に限り250単位を算定する。	平18厚告126号 別表5へ注		☐	☐	☒
			利用期間が1月を超える利用者が退居し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、利用者及びその家族等に対して退去後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行い、かつ、利用者の同意を得て、退去の日から2週間以内に利用者の退去後の居宅地を管轄する市町村及び老人介護支援センター又は地域包括支援センターに対して、利用者の介護状況を示す文書を添えて必要な情報を提供した場合に、利用者1人につき1回を限度として、400単位を算定していますか。	平18厚告126号 別表5ト注	・相談援助を行った記録 ・同意の記録 ・市町村及び老人介護支援センター又は地域包括支援センターに対して提供した利用者の介護状況を示す文書	☐	☐	☒
		退居時相談援助加算	利用期間が1ヶ月を超えていますか。			☐	☐	☒
			利用者の同意の上、退居日から2週間以内に市町村及び老人介護支援センター又は地域包括支援センターに対して、利用者の介護状況を示す文書及び居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供していますか。			☐	☐	☒
			退去時に下記の内容の相談援助を行っていますか。 a 食事、入浴、健康管理等在宅又は社会福祉施設等における生活に関する相談援助 b 退所する者の運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う各種訓練等に関する相談 c 家屋の改善に関する相談援助 d 退所する者の介助方法に関する相談援助			☐	☐	☒
		留意事項 第2 6(14)	次の場合に、算定していませんか。 a 退居して病院又は診療所へ入院する場合 b 退居して他の介護保険施設への入院若しくは入所又は認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護の利用を開始する場合 c 死亡退居の場合			☐	☐	☒
			計画作成担当者、介護職員等が協力し、退居者及びその家族等のいずれにも相談援助を行い、当該相談援助を行った日及び内容の要点を記録していますか。			☐	☐	☒
			基準告示に適合しているものとして市町村長に届け出た事業所が、利用者等告示で定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合は、1日につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。 ただし、次のいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定せず、認知症チームケア推進加算を算定している場合においては、次に掲げる加算は算定しない。 (1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 3単位 (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 4単位 ※利用者等告示 日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はⅤに該当する利用者)	平18厚告126号 別表5チ注 基準告示 三の二 利用者等告示 四十一	・介護度の分布が分かる書類 ・専門研修の修了が分かる書類 ・認知症ケアに関する研修計画	☐	☐	☒

質 ●	体制 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
		認知症専門ケア加算(Ⅰ) ※いずれにも適合すること	利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められる介護を必要とする認知症の者(対象者)の占める割合が2分の1以上であること。			☐	☐	☒
			認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満は1以上、20人以上の場合は11に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。			☐	☐	☒
			従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催していること。			☐	☐	☒
		認知症専門ケア加算(Ⅱ) ※いずれにも適合すること	認知症専門ケア加算(Ⅰ)の基準のいずれにも適合すること。			☐	☐	☒
			認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していること。			☐	☐	☒
			介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。			☐	☐	☒
		61 認知症チームケア推進加算	認知症対応型共同生活介護費について、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った事業所が、厚生労働大臣が定める者に対し認知症の行動・心理状況の予防及び出現時の早期対応に資するチームケアを行った場合は、次に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、認知症専門ケア加算を算定している場合においては、次に掲げる加算は算定しない。 (1) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ) 150単位 (2) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ) 120単位	平18厚告126号 別表5リ注		☐	☐	☒
		認知症チームケア推進加算(Ⅰ) ※いずれにも適合すること	(1) 事業所又は施設における利用者又は入所者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上であること。			☐	☐	☒
			(2) 認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を終了している者又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を終了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。			☐	☐	☒
			(3) 対象者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施していること。			☐	☐	☒
			(4) 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行っていること。			☐	☐	☒
		認知症チームケア推進加算(Ⅱ) ※いずれにも適合すること	(1) (Ⅰ)の(1)、(3)及び(4)のいずれにも適合すること。			☐	☐	☒
			(2) 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を終了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。			☐	☐	☒
		62 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位 (2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位	平18厚告126号 別表5又注	・利用者に関する記録 ・認知症対応型共同生活介護計画 ・連携したことが分かる記録	☐	☐	☒
		生活機能向上連携加算(Ⅰ)	計画作成担当者が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした認知症対応型共同生活介護計画を作成し、当該認知症対応型共同生活介護計画に基づく認知症対応型共同生活介護を行ったときは、初回の当該指定認知症対応型共同生活介護が行われた日の属する月に、所定単位数を加算していますか。			☐	☐	☒
		生活機能向上連携加算(Ⅱ)	利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定認知症対応型共同生活介護事業所を訪問した際に、計画作成担当者が当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体状況等の評価を共同で行い、かつ、生活機能の向上を目的とした認知症対応型共同生活介護計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該認知症対応型共同生活介護計画に基づく指定認知症対応型共同生活介護を行ったときは、初回の当該指定認知症対応型共同生活介護が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算していますか。ただし、生活機能向上連携加算(Ⅰ)を算定している場合には算定しない。			☐	☐	☒
		63 栄養管理体制加算	基準告示(※)に適合する指定認知症対応型共同生活介護において、管理栄養士(当該事業所の従業者以外の管理栄養士を含む。)が、従業者に対する栄養ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき30単位を加算していますか。	平18厚告126号 別表5ル注	・職員に関する記録 ・栄養ケアに係る技術的助言及び指導に関する記録	☐	☐	☒
		※基準告示五十八の五	□ 定員超過利用・人員基準欠如減算に該当しないこと。			☐	☐	☒

質 ●	体制 ●	点検項目		確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
							適	不適	該当なし
		64	口腔衛生管理体制加算	基準告示(※)に適合する指定認知症対応型共同生活介護において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき30単位を加算していますか。	平18厚告126号 別表5ヲ注	・利用者に関する記録 ・職員勤務表 ・口腔機能改善管理指導計画書 ・評価、モニタリング結果	☐	☐	☒
		※基準告示六十八		イ 事業所又は施設において歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言又は指導に基づき、利用者、入所者又は入院患者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されていること。			☐	☐	☒
				ロ 定員超過利用・人員基準欠如減算に該当しないこと。			☐	☐	☒
		65	口腔・栄養スクリーニング加算	基準告示(※)に適合する指定認知症対応型共同生活介護の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に、1回につき20単位を加算していますか。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。	平18厚告126号 別表5ヲ注	・利用者に関する記録	☐	☐	☒
		※基準告示四十二の六		イ 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報(当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供すること。			☐	☐	☒
		※いずれにも適合すること		ロ 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報(当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養の改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供すること。			☐	☐	☒
				ハ 定員超過利用・人員基準欠如減算に該当しないこと。			☐	☐	☒
		66	科学的介護推進体制加算	次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、1月につき40単位を加算していますか。	平18厚告126号 別表5カ注		☐	☐	☒
		(1)		利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。			☐	☐	☒
		(2)		必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画を見直すなど、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たって、(1)に規定する情報その他指定認知症対応型共同生活介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。			☐	☐	☒
		67	高齢者施設等感染対策向上加算	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った事業所が、利用者に対して指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、次に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。 (1) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) 10単位 (2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) 5単位	平18厚告126号 別表5ヨ注		☐	☐	☒
		高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)		第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。			☐	☐	☒
		※いずれにも適合すること		協力医療機関その他の医療機関との間で、感染症(新興感染症を除く。)の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携し適切に対応していること。			☐	☐	☒
		高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)		感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。			☐	☐	☒
		68	新興感染症等施設療養費	利用者が厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として、1日につき240単位を算定する。	平18厚告126号 別表5タ注		☐	☐	☒
		69	生産性向上推進体制加算	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った事業所が、利用者に対して指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、次に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) 100単位 (2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 10単位	平18厚告126号 別表5レ注		☐	☐	☒

質 ●	体制 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
		生産性向上推進体制加算(Ⅰ) ※いずれにも適合すること	(1) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。 ① 介護機器を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保 ② 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 ③ 介護機器の定期的な点検 ④ 業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修 (2) (1)の取組及び介護機器の活用による業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績があること。 (3) 介護機器を複数種類活用していること。 (4) (1)の委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及びケアの質の確保並びに負担軽減について必要な検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取組を実施し、及び当該取組の実施を定期的に確認すること。 (5) 事業年度ごとに(1)、(3)及び(4)の取組に関する実績を厚生労働省に報告すること。			☐	☐	☒
		生産性向上推進体制加算(Ⅱ) ※いずれにも適合すること	(1) (Ⅰ)の(1)に適合すること。 (2) 介護機器を活用していること。 (3) 事業年度ごとに(2)及び(Ⅰ)の(1)の取組に関する実績を厚生労働省に報告すること。			☐	☐	☒
	70	サービス提供体制強化加算	基準告示に適合しているものとして市町村長に届けた事業所が利用者に対し、認知症対応型共同生活介護を行った場合は、1日につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22単位 (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18単位 (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6単位	平18厚告126号 別表5ノ注 基準告示五十九	・職員に関する記録 ・常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く)の平均の記録 ・職員勤務表 ・職員履歴書	☐	☐	☒
		サービス提供体制強化加算(Ⅰ) ※いずれにも適合すること	(1) 次のいずれかに適合すること。 (一) 指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること。 (二) 指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。			☐	☐	☒
		サービス提供体制強化加算(Ⅱ) ※いずれにも適合すること	指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。			☐	☐	☒
		サービス提供体制強化加算(Ⅲ) ※いずれにも適合すること	(1) 次のいずれかに適合すること。 (一) 指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。 (二) 指定認知症対応型共同生活介護事業所の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること。 (三) 指定認知症対応型共同生活介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。			☒	☐	☐

質 ●	体制 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
		71	介護職員等処遇改善加算 厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市町村長に届け出た事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合には、次の掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 (ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。) (1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000分の186に相当する単位数 (2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000分の178に相当する単位数 (3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000分の155に相当する単位数 (4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000分の125に相当する単位数	平18厚労告126別表5ツ	・ 介護職員処遇改善計画書 ・ 賃金台帳、給与明細書 ・ 実績報告書 ・ 研修計画書、研修記録 ・ 介護給付費明細書・請求書 ・ 労働保険料の納付 ・ 職員への周知の記録 ・ 任用等の要件を定めている等の資料 キャリアパスに関する資料として ・ 資質向上の研修の実施状況が分かる資料(研修計画書、研修記録) ・ その他賃金改善以外の処遇改善実績が分かる資料等 等	☒	☐	☐
		賃金改善等の要件	(1) 介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、介護職員等処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。	☒	☐	☐		
			(一) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所が仮に介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。	☐	☐	☒		
			(二) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所において、介護福祉士であって、経験及び技能を有する介護職員と認められる者(以下「経験・技能のある介護職員」という。)のうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。	☒	☐	☐		
			(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所において、上記の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。	☒	☐	☐		
			(3) 介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。	☒	☐	☐		
			(4) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。	☒	☐	☐		
			(5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。	☒	☐	☐		
			(6) 労働保険料の納付が適正に行われていること。	☒	☐	☐		
			(7) ①キャリアパス要件Ⅰ 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容に応じた任用等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b a)に掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系(一時金等の臨時的に支払われるものを除く。)について定めていること。 c a及びbの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。	☒	☐	☐		
			(7) ②キャリアパス要件Ⅱ 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び研修機会の提供、技術指導等の実施又は資格取得のための支援に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保すること。 b a)について、全ての介護職員に周知していること。	☒	☐	☐		
		(7) キャリアパス要件Ⅲ 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の経験もしくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 b a)の内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。	☒	☐	☐			
		(8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善の内容(賃金改善を除く。)及び介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。	☒	☐	☐			
		(9) (8)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。	☒	☐	☐			
		(10) 認知症対応型共同生活介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれかを届け出ていること。	☐	☐	☒			

質	体制	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果					
						適	不適	該当なし			
		加算Ⅰ～Ⅳの算定要件（賃金改善以外の要件）									
			①月額賃金改善要件Ⅰ ②月額賃金改善要件Ⅱ ③キャリアアパス要件Ⅰ ④キャリアアパス要件Ⅱ ⑤キャリアアパス要件Ⅲ ⑥キャリアアパス要件Ⅳ ⑦キャリアアパス要件Ⅴ ⑧職場環境等要件								
			処遇加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善 旧ベア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善 任用要件・賃金体系の整備等 研修の実施等 昇給の仕組みの整備等 改善後の賃金要件（440万円一人以上） 介護福祉士等の配置要件 区分ごとに1以上の取組（生産性向上は2以上） 区分ごとに2以上の取組（生産性向上は3以上） HP掲載等を通じた見える化（取組内容の具体的記載）								
		介護職員等処遇改善加算Ⅰ	○	(○)	○	○	○	○	-	○	○
		介護職員等処遇改善加算Ⅱ	○	(○)	○	○	○	○	-	○	○
		介護職員等処遇改善加算Ⅲ	○	(○)	○	○	○	-	○	-	-
		介護職員等処遇改善加算Ⅳ	○	(○)	○	○	-	-	○	-	-
		注（○）は令和7年3月時点で処遇加算Ⅴ（1）・（3）・（5）・（6）・（8）・（10）・（11）・（12）・（14）を算定していた事業所のみ満たす必要がある要件									
VI-2 介護給付費関係（介護予防）											
		72 基本的事項	指定介護予防認知症対応型共同生活介護に要する費用の額は、平18厚告の別表「指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表」により算定していますか。 ただし、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所毎に所定単位数より低い単位数を設定する旨を、市町村長に事前に届出を行った場合は、この限りではありません。 指定介護予防認知症対応型共同生活介護に要する費用の額は、平27厚告93号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定していますか。 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てて計算していますか。	平18厚告128号の一 平18厚告128号の二 平18厚告128号の三	・介護給付費請求書 ・介護給付費明細書 ・サービス提供票・別表	☒	☐	☐			
		73	施設基準に適合し、かつ、別に※厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして市町村長に届け出た事業所において、サービスを行った場合に、施設基準に掲げる区分に従い、所定単位数を算定していますか。 ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数又は従業者の員数が定員超過利用又は人員基準欠如の場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。 ※厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに夜勤を行う介護従業者の数が当該事業所を構成する共同生活住居ごとに1以上であること。	平18厚告128号別表3口注1 施設基準八十五 平12告29十	・介護給付費請求書 ・介護給付費明細書 ・サービス提供票・別表	☒	☐	☐			
		介護予防認知症対応型共同生活介護費（Ⅰ）	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所を構成する共同生活住居の数が1であること。 指定地域密着型介護予防サービス基準70条に定める従業者の員数を置いていること。			☐	☐	☒			
		介護予防認知症対応型共同生活介護費（Ⅱ）	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所を構成する共同生活住居の数が2以上であること。 指定地域密着型介護予防サービス基準70条に定める従業者の員数を置いていること。			☒	☐	☐			
		介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費（Ⅰ）	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所を構成する共同生活住居の数が1であること。 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者が、指定居宅サービス、（予防）指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定介護予防支援の事業又は介護保健施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営について3年以上の経験を有すること。 事業所の定員の範囲内で、空いている居室等を利用するものであること。ただし、1の共同生活住居において、短期利用共同生活介護を受ける利用者の数は1名とすること。 利用の開始に当たって、あらかじめ30日以内の利用期間を定めること。 短期利用共同生活介護を行うに当たって、十分な知識を有する従業者（認知症介護実務者研修のうち「専門課程」、認知症介護実践研修のうち「実践リーダー研修」若しくは「認知症介護実践リーダー研修」又は認知症介護指導者養成研修を修了している者）が確保されていること。 指定地域密着型介護予防サービス基準70条に定める従業者の員数を置いていること。			☐	☐	☒			

質 ●	体制 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果						
						適	不適	該当なし				
		介護予防短期利用 認知症対応型共同 生活介護費(Ⅱ)	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所を構成する共同生活住居の数が2以上であること。			☒						
			指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者が、指定居宅サービス、(予防)指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定介護予防支援の事業又は介護保健施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営について3年以上の経験を有すること。			☒						
			事業所の定員の範囲内で、空いている居室等を利用するものであること。ただし、1の共同生活住居において、短期利用共同生活介護を受ける利用者の数は1名とすること。			☒						
			利用の開始に当たって、あらかじめ30日以内の利用期間を定めること。			☒						
			短期利用共同生活介護を行うに当たって、十分な知識を有する従業者(認知症介護実務者研修のうち「専門課程」、認知症介護実践研修のうち「実践リーダー研修」若しくは「認知症介護実践リーダー研修」又は認知症介護指導者養成研修を修了している者)が確保されていること。			☒						
			指定地域密着型介護予防サービス基準70条に定める従業者の員数を置いていること。			☒						
	74	身体拘束廃止 未実施減算	基準告示(※)を満たさない場合は、介護予防認知症対応型共同生活介護費については所定単位数の10／100に相当する単位数を、介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費については所定単位数の1／100に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。	平18厚告128号 別表3イロ 注2	・介護日誌 ・利用者に関する記録 ・身体拘束に関する記録 ・介護給付費請求書 ・介護給付費明細書	☐	☐	☒				
			※基準告示 百二十七の二	身体的拘束等を行う場合に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していない場合			☐	☐	☒			
				身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図っていない場合			☐	☐	☒			
				身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない場合			☐	☐	☒			
			介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施していない場合			☒						
	75	高齢者虐待防止 措置未実施減算	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。	平18厚告128号 別表3イロ 注3	・虐待のための対策を検討する委員会議事録 ・虐待の防止のための指針 ・研修の記録	☐	☐	☒				
			【以下の項目を遵守できていない場合には要減算】 ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果を従業者へ周知徹底 ・虐待の防止のための指針の整備 ・虐待の防止のための研修の定期的な実施 ・上記3項目に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置									
	76	業務継続計画 未策定減算	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。	平18厚告128号 別表3イロ 注4	・感染症に係る業務継続計画 ・災害に係る業務継続計画	☐	☐	☒				
			【いずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合には要減算】 ・感染症に係る業務継続計画 ・災害に係る業務継続計画(なお、令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的な計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。)									
	77	共同生活住居 の数が3である 事業所が夜勤 を行う職員の 員数を2人 以上とする場合	共同生活住居の数が3である指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、夜勤を行う職員の員数を2人以上とする場合に、利用者に対して、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合、1日につき50単位を所定単位数から減算していますか。	平18厚告128号 別表3イロ 注5	・職員勤務表	☐	☐	☒				
	78	夜間支援体制 加算	施設基準を満たすものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる区分の単位数を所定単位数に加算していますか。	平18厚告128号 別表3イロ 注6	・職員勤務表	☐	☐	☒				
			(1)夜間支援体制加算(Ⅰ) 50単位 (2)夜間支援体制加算(Ⅱ) 25単位	施設基準 八十六								
			夜間支援体制加算 (Ⅰ)	定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。						☐	☐	☒
				人員配置基準を満たしており、共同生活住居が1であること。						☐	☐	☒
			次のいずれかに該当すること。 (1) 夜勤を行う介護従業者の数が厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準に規定する数に1(次に掲げる基準のいずれにも適合する場合にあっては、0.9)を加えた数以上であること。 (一) 夜勤時間帯を通じて、利用者の動向を検知できる見守り機器を当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の利用者の数の10分の1以上の数設置していること。 (二) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、必要な検討等が行われていること。			☐	☐	☒				
			(2) 人員配置基準により夜間及び深夜の時間帯を通じて置くべき数の介護従業者に加えて、宿直勤務に当たる者を1名以上配置していること。			☐	☐	☒				

頁 ●	体制 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果			
						適	不適	該当なし	
		夜間支援体制加算 (Ⅱ)	定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。			☐	☐	☒	
			人員配置基準を満たしており、共同生活住居が2以上であること。			☐	☐	☒	
			次のいずれかに該当すること。 (1) 夜勤を行う介護従業者の数が厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準に規定する数に1(次に掲げる基準のいずれにも適合する場合にあっては、0.9)を加えた数以上であること。 (一) 夜勤時間帯を通じて、利用者の動向を検知できる見守り機器を当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の利用者の数の10分の1以上の数設置していること。 (二) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、必要な検討等が行われていること。			☐	☐	☒	
			(2) 人員配置基準により夜間及び深夜の時間帯を通じて置くべき数の介護従業者に加えて、宿直勤務に当たる者を1名以上配置していること。			☐	☐	☒	
		79	認知症行動・ 心理症状緊急 対応加算	介護予防短期利用共同生活介護費について、医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、緊急に指定介護予防認知症対応型共同生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、入居を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算していますか。	平18厚告128号 別表3イロ注7	・医師の判断の記録 ・利用者に関する記録	☐	☐	☒
		80	若年性認知症 利用者受入加算	基準告示に適合しているものとして市町村長に届け出た事業所において、若年性認知症利用者に対して、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、1日につき120単位を所定単位数に加算していますか。 ただし、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は、算定しない。 ※基準告示 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること	平18厚告128号 別表3イロ注8 基準告示十八		☐	☐	☒
		81	入院時の費用 算定	基準告示(※)に適合しているものとして市町村長に届け出た事業所において、利用者が病院又は診療書への入院を要した場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定していますか。	平18厚告128号 別表3イロ注9	・入退院の手続きや、家族及び医療機関等への連絡調整、情報提供等	☒	☐	☐
		※基準告示 百二十七の三		3ヶ月以内に明らかに退院が見込まれるとき、利用者及び家族の希望等を勘案し、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後円滑に再入居できる体制を確保していますか。			☒	☐	☐
		留意事項 第2 6(6) ※次のいずれにも 適合すること		上記の体制を確保していることについて、あらかじめ利用者に説明していますか。			☒	☐	☐
				利用者の入院中、必要に応じて適切な便宜を提供していますか。			☒	☐	☐
				入院日及び退院日を含まず、1月に最大6日(月をまたぐときは最大12日まで)算定していますか。			☒	☐	☐
		82	初期加算	介護予防認知症対応型共同生活介護費について、入居した日から起算して30日以内の期間については、1日につき30単位を加算していますか。 30日を超える病院又は診療所への入院後に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に再び入居した場合も、同様とします。	平18厚告128号 別表3ハ注	・利用者に係る記録	☒	☐	☐
		留意事項 第2 6(8)		当該利用者が過去3月間(ただし、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はⅢに該当する者の場合は過去1月間とする。)の間に、当該事業所に入居したことがない場合に限り算定していますか。			☐	☐	☒
				短期利用認知症対応型共同生活介護を利用していた者が日を空けることなく引き続き当該認知症対応型共同生活介護事業所に入居した場合(短期利用認知症対応型共同生活介護の利用を終了した翌日に当該認知症対応型共同生活介護事業所に入居した場合を含む。)については、初期加算は入居直前の短期利用認知症対応型共同生活介護の利用日数を30日から控除して得た日数に限り算定していますか。			☐	☐	☒
				30日を超える病院又は診療所への入院後に再入居した場合に算定していますか。			☒	☐	☐
		83	退去時情報提供 加算	介護予防認知症対応型共同生活介護費について、利用者が退去し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、当該利用者の同意を得て、当該利用者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該利用者の紹介を行った場合に、利用者1人につき1回に限り250単位を算定していますか。	平18厚告128号 別表3ニ注				☒
		84	退居時相談援助 加算	利用期間が1月を超える利用者が退去し、その居宅において介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスを利用する場合において、利用者及びその家族等に対して退去後の介護予防サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行い、かつ、利用者の同意を得て、退去の日から2週間以内に利用者の退去後の居宅地を管轄する市町村及び老人介護支援センター又は地域包括支援センターに対して、利用者の介護状況を示す文書を添えて必要な情報を提供した場合に、利用者1人につき1回を限度として、400単位を算定していますか。	平18厚告128号 別表3ホ注	・相談援助を行った記録 ・同意の記録 ・市町村及び老人介護支援センター又は地域包括支援センターに対して提供した利用者の介護状況を示す文書	☐	☐	☒
				利用期間が1ヶ月を超えていますか。			☐	☐	☒
				利用者の同意の上、退居日から2週間以内に市町村及び老人介護支援センター又は地域包括支援センターに対して、利用者の介護状況を示す文書及び居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供していますか。			☐	☐	☒

質 ●	体制 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
		留意事項 第2 6(10)	退去時に下記の内容の相談援助を行っていますか。 a 食事、入浴、健康管理等在宅又は社会福祉施設等における生活に関する相談援助 b 退所する者の運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う各種訓練等に関する相談 c 家屋の改善に関する相談援助 d 退所する者の介助方法に関する相談援助			☐	☐	☒
			次の場合に、算定していませんか。 a 退居して病院又は診療所へ入院する場合 b 退居して他の介護保険施設への入院若しくは入所又は認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護の利用を開始する場合 c 死亡退居の場合			☐	☐	☒
			計画作成担当者、介護職員等が協力し、退居者及びその家族等のいずれにも相談援助を行い、当該相談援助を行った日及び内容の要点を記録していますか。			☐	☐	☒
			利用者1人につき1回以上提供していませんか。			☐	☐	☒

質 ●	体制 ●	点検項目		確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
							適	不適	該当なし
		85	認知症専門ケア加算	基準告示に適合しているものとして市町村長に届け出た事業所が、利用者等告示で定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合は、1日につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。 ただし、次のいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定せず、認知症チームケア推進加算を算定している場合においては、次に掲げる加算は算定しない。 (1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 3単位 (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 4単位 ※利用者等告示 日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はⅤに該当する利用者)	平18厚告128号 別表3へ注 基準告示三の二 利用者等告示九十	・介護度の分布が分かる書類 ・専門研修の修了が分かる書類 ・認知症ケアに関する研修計画	☐	☐	☒
		認知症専門ケア加算(Ⅰ)		利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められる介護を必要とする認知症の者(対象者)の占める割合が2分の1以上であること。			☐	☐	☒
		※いずれにも適合すること		認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満は1以上、20人以上の場合は11に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。			☐	☐	☒
				従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催していること。			☐	☐	☒
		認知症専門ケア加算(Ⅱ)		認知症専門ケア加算(Ⅰ)の基準のいずれにも適合すること。			☐	☐	☒
		※いずれにも適合すること		認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していること。			☐	☐	☒
				介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。			☐	☐	☒
		86	認知症チームケア推進加算	認知症対応型共同生活介護費について、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った事業所が、厚生労働大臣が定める者に対し認知症の行動・心理状況の予防及び出現時の早期対応に資するチームケアを行った場合は、次に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、認知症専門ケア加算を算定している場合においては、次に掲げる加算は算定しない。 (1) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ) 150単位 (2) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ) 120単位	平18厚告128号 別表3ト注		☐	☐	☒
		認知症チームケア推進加算(Ⅰ)		(1) 事業所又は施設における利用者又は入所者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上であること。			☐	☐	☒
		※いずれにも適合すること		(2) 認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を終了している者又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を終了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。			☐	☐	☒
				(3) 対象者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施していること。			☐	☐	☒
		認知症チームケア推進加算(Ⅱ)		(1) (Ⅰ)の(1)、(3)及び(4)のいずれにも適合すること。			☐	☐	☒
		※いずれにも適合すること		(2) 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を終了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。			☐	☐	☒
		87	生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位 (2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位	平18厚告128号 別表3チ注	・利用者に関する記録 ・認知症対応型共同生活介護計画 ・連携したことが分かる記録	☐	☐	☒
		生活機能向上連携加算(Ⅰ)		計画作成担当者が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした認知症対応型共同生活介護計画を作成し、当該認知症対応型共同生活介護計画に基づく認知症対応型共同生活介護を行ったときは、初回の当該指定認知症対応型共同生活介護が行われた日の属する月に、所定単位数を加算していますか。			☐	☐	☒

質 ●	体 制 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
		生活機能向上連携加算(Ⅱ)	利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定認知症対応型共同生活介護事業所を訪問した際に、計画作成担当者が当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした認知症対応型共同生活介護計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該認知症対応型共同生活介護計画に基づく指定認知症対応型共同生活介護を行ったときは、初回の当該指定認知症対応型共同生活介護が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算していますか。ただし、生活機能向上連携加算(Ⅰ)を算定している場合には算定しない。			□	□	☑
		88 栄養管理体制加算	基準告示(※)に適合する指定認知症対応型共同生活介護において、管理栄養士(当該事業所の従業者以外の管理栄養士を含む。)が、従業者に対する栄養ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき30単位を加算していますか。	平18厚告128号 別表3リ注	・職員に関する記録 ・栄養ケアに係る技術的助言及び指導に関する記録	□	□	☑
		※基準告示五十八の五	□ 定員超過利用・人員基準欠如減算に該当しないこと。			□	□	☑
		89 口腔衛生管理体制加算	基準告示(※)に適合する指定介護予防認知症対応型共同生活介護において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき30単位を加算していますか。	平18厚告128号 別表3又注	・利用者に関する記録 ・職員勤務表 ・口腔機能改善管理指導計画書 ・評価、モニタリング結果	□	□	☑
		※基準告示	イ 事業所又は施設において歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言又は指導に基づき、利用者、入所者又は入院患者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されていること。			□	□	☑
			ロ 人員基準欠如減算に該当しないこと。			□	□	☑
		90 口腔・栄養スクリーニング加算	基準告示(※)に適合する指定認知症対応型共同生活介護の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に、1回につき20単位を加算していますか。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。	平18厚告128号 別表3ル注	・利用者に関する記録	□	□	☑
		※基準告示四十二の六 ※いずれにも適合すること	イ 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報(当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供すること。			□	□	☑
			ロ 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報(当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養の改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供すること。			□	□	☑
			ハ 定員超過利用・人員基準欠如減算に該当しないこと。			□	□	☑
		91 科学的介護推進体制加算	次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、1月につき40単位を加算していますか。	平18厚告128号 別表3ヲ注		□	□	☑
		(1)	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。			□	□	☑
		(2)	必要に応じて介護予防認知症対応型共同生活介護計画を見直すなど、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たって、(1)に規定する情報その他指定介護予防認知症対応型共同生活介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。			□	□	☑
		92 高齢者施設等感染対策向上加算	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った事業所が、利用者に対して指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、次に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。 (1) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) 10単位 (2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) 5単位	平18厚告128号 別表3ワ注		□	□	☑
		高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) ※いずれにも適合すること	第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。			□	□	☑
			協力医療機関その他の医療機関との間で、感染症(新興感染症を除く。)の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携し適切に対応していること。			□	□	☑
			感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。			□	□	☑
		高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	感染症対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上、事業所内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けていること。			□	□	☑
		93 新興感染症等施設療養費	利用者が厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として、1日につき240単位を算定する。	平18厚告126号 別表3カ注		□	□	☑

質 ●	体制 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
		94 生産性向上推進体制加算	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った事業所が、利用者に対して指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、次に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) 100単位 (2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 10単位	平18厚告126号 別表3ヨ注		☐	☐	☒
		生産性向上推進体制加算(Ⅰ) ※いずれにも適合すること	(1) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。 ① 介護機器を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保 ② 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 ③ 介護機器の定期的な点検 ④ 業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修 (2) (1)の取組及び介護機器の活用による業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績があること。 (3) 介護機器を複数種類活用していること。 (4) (1)の委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及びケアの質の確保並びに負担軽減について必要な検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取組を実施し、及び当該取組の実施を定期的に確認すること。 (5) 事業年度ごとに(1)、(3)及び(4)の取組に関する実績を厚生労働省に報告すること。		☐	☐	☒	
		生産性向上推進体制加算(Ⅱ) ※いずれにも適合すること	(1) (Ⅰ)の(1)に適合すること。 (2) 介護機器を活用していること。 (3) 事業年度ごとに(2)及び(Ⅰ)の(1)の取組に関する実績を厚生労働省に報告すること。		☐	☐	☒	
		95 サービス提供体制強化加算	基準告示に適合しているものとして市町村長に届け出た事業所が利用者に対し、介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、1日につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22単位 (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18単位 (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6単位	平18厚告128号 別表3タ注 基準告示 百二十八	・職員に関する記録 ・常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く)の平均の記録 ・職員勤務表 ・職員履歴書	☒	☐	☐
		サービス提供体制強化加算(Ⅰ) ※いずれにも適合すること	(1) 次のいずれかに適合すること。 (一) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること。 (二) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。		☐	☐	☒	
		サービス提供体制強化加算(Ⅱ) ※いずれにも適合すること	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。		☐	☐	☒	
		サービス提供体制強化加算(Ⅲ) ※いずれにも適合すること	(1) 次のいずれかに適合すること。 (一) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。 (二) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること。 (三) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。		☒	☐	☐	

質 ●	体制 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
		96	介護職員等処遇改善加算 厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市町村長に届け出た事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合には、次の掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 (ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない) (１) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000分の186に相当する単位数 (２) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000分の178に相当する単位数 (３) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000分の155に相当する単位数 (４) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000分の125に相当する単位数	平18厚告128別表3レ	・ 介護職員処遇改善計画書 ・ 賃金台帳、給与明細書 ・ 実績報告書 ・ 研修計画書、研修記録 ・ 介護給付費明細書・請求書 ・ 労働保険料の納付 ・ 職員への周知の記録 ・ 任用等の要件を定めている等の資料 キャリアパスに関する資料として ・ 資質向上の研修の実施状況が分かる資料（研修計画書、研修記録） ・ その他賃金改善以外の処遇改善実績が分かる資料等 等	☑	□	□
		賃金改善等の要件	(1) 介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、介護職員等処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。		☑	□	□	
			（一）当該指定認知症対応型共同生活介護事業所が仮に介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）を算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。		□	□	☑	
			（二）当該指定認知症対応型共同生活介護事業所において、介護福祉士であって、経験及び技能を有する介護職員と認められる者（以下「経験・技能のある介護職員」という。）のうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。		☑	□	□	
			(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所において、上記の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。		☑	□	□	
			(3) 介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。		☑	□	□	
			(4) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。		☑	□	□	
			(5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。		☑	□	□	
			(6) 労働保険料の納付が適正に行われていること。		☑	□	□	
			(7) ①キャリアパス要件Ⅰ 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容に応じた任用等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 b a)に掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めていること。 c a及びbの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。		☑	□	□	
			(7) ②キャリアパス要件Ⅱ 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び研修機会の提供、技術指導等の実施又は資格取得のための支援に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保すること。 b a)について、全ての介護職員に周知していること。		☑	□	□	
		(7) キャリアパス要件Ⅲ 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の経験もしくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 b a)の内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。		☑	□	□		
		(8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善の内容（賃金改善を除く。）及び介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。		☑	□	□		
		(9) (8)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。		☑	□	□		
		(10) 認知症対応型共同生活介護費におけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）のいずれかを届け出ていること。		□	□	☑		

質 ●	体制 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果						
						適	不適	該当なし				
		加算Ⅰ～Ⅳの算定要件（賃金改善以外の要件）										
			①月額賃金改善要件Ⅰ	②月額賃金改善要件Ⅱ	③キャリアアパス要件Ⅰ	④キャリアアパス要件Ⅱ	⑤キャリアアパス要件Ⅲ	⑥キャリアアパス要件Ⅳ	⑦キャリアアパス要件Ⅴ	⑧職場環境等要件		
			処遇加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善	旧ベア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善	任用要件・賃金体系の整備等	研修の実施等	昇給の仕組みの整備等	改善後の賃金要件（440万円一人以上）	介護福祉士等の配置要件	区分ごとに1以上の取組（生産性向上は2以上）	区分ごとに2以上の取組（生産性向上は3以上）	HP掲載等を通じた見える化（取組内容内容の具体的記載）
		介護職員等処遇改善加算Ⅰ	○	(○)	○	○	○	○	○	-	○	○
		介護職員等処遇改善加算Ⅱ	○	(○)	○	○	○	○	-	-	○	○
		介護職員等処遇改善加算Ⅲ	○	(○)	○	○	○	-	-	○	-	-
		介護職員等処遇改善加算Ⅳ	○	(○)	○	○	-	-	-	○	-	-
		注（○）は令和7年3月時点で処遇加算Ⅴ(1)・(3)・(5)・(6)・(8)・(10)・(11)・(12)・(14)を算定していた事業所のみ満たす必要がある要件										